

蕨市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について②

(地方税法施行令改正に合わせて3月末専決予定)

1 改正内容

地方税法施行令の改正に合わせ、国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減及び2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の基準額の引き上げを行う。

【5割軽減基準額】

現行	=43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者の数-1) + 28.5万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
5年度から改正予定	=43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者の数-1) + 29万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

【2割軽減基準額】

現行	=43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者の数-1) + 52万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)
5年度から改正予定	=43万円(基礎控除額)+10万円×(給与所得者の数-1) + 53.5万円 ×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)

2 軽減判定所得の改正による調定減少見込額

【市の負担の変化】(保険税調定増減額+保険基盤安定負担金(国・県))

約57万円の負担減(▲112万円+169万円)

3 軽減判定所得の改正による影響世帯数・被保険者数見込

影響世帯総数 →約45世帯(国保加入世帯の約0.4%)

【内訳】基礎分・支援分=25世帯、介護分=20世帯

影響被保険者総数 →約81人(国保被保険者の約0.5%)

【内訳】基礎分・支援分=42人、介護分=39人

※令和5年4月1日施行予定